## 介護医療院の管理者の承認基準について

介護保険法第109条における介護医療院の管理者の承認基準について、行政 手続法第5条に基づき審査基準を定めるもの。

#### ○基準の考え方について

介護医療院の管理者の承認ついては、介護老人保健施設の管理者に係る承認基準を定めた「介護老人保健施設である管理者の承認基準について(平成20年10月1日施行)」並びに「介護医療院の医師以外の管理者の承認基準について(平成20年10月1日施行)」に準じて以下のとおり承認基準を定めるもの。

# 【法令】

介護保険法

## 【根拠条文】

第109条 介護医療院の開設者は、都道府県知事の承認を受けた医師 に当該介護医療院を管理させなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、介護医療院の開設者は、都道府県知事の承認を受け、医師以外の者に当該介護医療院を管理させることができる。

## 【審査基準】

1 医師である管理者

医療保険各法による保険診療が適切に行われると認められ、かつ、老人の保健医療に関し相当の知識、経験及び熱意を有し介護老人保健施設の管理者としてふさわしいと認められる医師であって、次の各号のいずれにも該当する医師でないこと。

- (1) 医師法(昭和23年法律第201号)第7条第2項の規定により 医業の停止を命ぜられ、医業停止の期間終了後2年を経過しない 者
- (2) 介護保険法第114条の4第1項規定により、介護医療院の管理者として変更を命ぜられ、変更された後2年を経過しない者
- (3) 医療法(昭和23年法律第205号)第28条の規定により、病院又は診療所の管理者として変更を命ぜられ、変更された後2年を経過しない者
- (4) 健康保険法(大正11年法律第70号)第81条の規定により保 険医の登録を取り消され2年を経過しない者
- 2 医師以外の者である管理者

老人の福祉に関し相当の知識、経験及び熱意を有し、過去の経歴等を勘案して、介護医療院の管理者としてふさわしいと認められる者であって、次のいずれかの任用歴を有する者であること。

- (1) 特別養護者人ホームの施設長
- (2) 養護老人ホームの施設長

#### 【標準処理期間】

15日

#### 【施行年月日】

平成30年4月1日